

大分県スポーツ振興基金事業 関係資料

- ◆大分県スポーツ振興基金事業概要 . . . P 1
- ◆大分県スポーツ振興基金運用委員会補助金交付要綱 . . . P 2～3
- ◆大分県スポーツ振興基金対象経費について . . . P 4～5
 - ・ 交付申請書（第 1 号様式） P 6 <申請関係>
 - ・ 事業計画書（第 2 号様式） P 7 <申請関係>
 - ・ 収支予算書（第 3 号様式） P 8 <申請関係>
 - ・ 誓 約 書（第 4 号様式） P 9 <申請関係>
 - ・ 変更承認申請書（第 5 号様式） . . . P10 <申請関係>
 - ・ 交付決定通知書（第 6 号様式） . . . P11 <申請関係>
 - ・ 交付請求書（第 7 号様式） P12 <申請・報告関係>
 - ・ 実績報告書（第 8 号様式） P13 <報告関係>
 - ・ 事業実績書（第 9 号様式） P14 <報告関係>
 - ・ 収支精算書（第 1 0 号様式） P15 <報告関係>
 - ・ 額の確定通知書（第 1 1 号様式） . . P16 <報告関係>
 - ・ 燃烧費（ガソリン代） P17～18
 - ・ 仮申請書 P19

- (1) 令和 8 年度事業（案）は、大分県スポーツ振興基金運用委員会の承認を経て実施されます。
- (2) 事業実施期間については、大分県スポーツ振興基金運用委員会で決定後、連絡いたします。
- (3) 補助対象経費以外は自己負担となりますので、補助対象経費を御確認ください。

今後のスケジュール

- 4 月 28 日（委員会終了後）：5 月中旬までに対象団体へ内定通知および関係書類を郵送します。
- 4 月 28 日以降～6 月 30 日：内定を受け取った団体は、この期間内に正式な申請または仮申請を行ってください。

【問い合わせ先】

〒870-8503 大分市府内町 3-10-1
大分県教育庁体育保健課内
大分県スポーツ振興基金運用委員会事務局
TEL：097-506-5642 FAX：097-506-1812
MAIL:miyahara-satomi@oen.ed.jp(宮原)

大分県スポーツ振興基金事業概要

趣 旨

「大分県スポーツ振興基金」は、本県スポーツの一層の振興を図るため、平成2年から5カ年計画で、県・市町村・企業・団体・一般県民の理解と協力を得て造成した。「大分県スポーツ振興基金事業」では、この基金の原資及び運用益金を活用して県民のスポーツ振興のための諸事業を推進している。
また、運用益金については特に競技力向上に重点をおいた事業を助成することにより、本県スポーツの振興を図っている。

事業内容

1 選手強化事業

- ① 指導者育成事業
指導者の資質向上を目的とした研修会等を開催することにより、国際大会や全国大会で活躍できる指導者の育成を図る
- ② 国際大会支援事業
日本代表として国際大会に出場する本県関係の選手及び指導者に対して激励費を支給し、活動の支援を行う

2 競技団体等振興事業

- ① 競技団体振興事業
競技団体等が実施するスポーツ振興及び競技力向上を旨とした事業に対して支援を行う
- ② 学校体育団体振興事業
生徒・指導者を対象とした研修会を実施し、中・高等学校段階における体育・スポーツ活動の振興を図る

3 スポーツ啓発事業

- ① 特色あるスポーツづくり推進事業
特色あるスポーツを推進する企業・市町村へ推進活動費を補助し、企業スポーツの推進を図る

4 地域スポーツ団体振興事業

- ① 地域スポーツ団体振興事業
郡市体育（スポーツ）協会の行うスポーツ関係事業を支援し、地域スポーツの振興を図る
- ② 総合型地域スポーツクラブサポート事業
総合型地域スポーツクラブ・大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の活動に要する経費を一部補助し、地域スポーツの振興を図る

大分県スポーツ振興基金運用委員会補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 大分県スポーツ振興基金運用委員会委員長（以下「委員長」という。）は、大分県スポーツ振興基金大綱に基づき、大分県のスポーツを振興するため、スポーツ団体等が行う事業に要する経費に対し、予算で定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助対象者は、次の各号に適合するスポーツ団体等とする。

- (1) 大分県内に所在または活動の本拠を有すること。
- (2) 一定の規約を有し、かつ代表者が明らかなこと。
- (3) 会計経理が明確であること。
- (4) 一定の活動実績があり、当該年度内において事業を完遂できる見込みが確実であること。

(補助対象事業)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる事業は、大分県におけるスポーツの振興に寄与すると認められる事業で、別表に掲げるものとする。

2 前項に規定する事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としないものとする。

- (1) 専ら営利を目的とするとき。
- (2) 特定の政治団体、宗教団体、営利団体の宣伝を目的とするとき。

(補助対象経費及び補助額)

第 4 条 この負担金の交付の対象となる経費及び補助額は、次に掲げるとおりとする。

補助対象経費	第 3 条別表に定める事業を実施するのに要する経費。
補助額	予算の範囲内

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の申請は、補助金交付申請書（第 1 号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、委員長の定める日までに委員長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第 2 号様式）
- (2) 収支予算書（第 3 号様式）
- (3) 誓約書（第 4 号様式）
- (4) その他、委員長が必要と認める書類

(補助条件)

第 6 条 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象者等は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
- (2) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(委員長が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第 5 号様式)を委員長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、委員長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに委員長に報告し、その指示を受けること。
- (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管すること。
- (6) その他、この要綱の定めに従うこと。

2 前項第 2 号の規定により委員長の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に影響を及ぼさない変更で、補助対象経費総額の 20 パーセント以内の増減とする。

(補助金の交付決定の通知)

第 7 条 交付決定通知は、補助金交付決定通知書（第 6 号様式）により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第 8 条 申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して 15 日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第 9 条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、概算払の方法により交付できるものとする。

(補助金の交付請求)

第 10 条 補助金の交付決定通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第 7 号様式)を委員長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 実績報告は、補助事業実績報告書(第 8 号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日、又は負担金の交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに委員長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(第 9 号様式)

(2) 収支精算書(第 10 号様式)

(3) 事業内容が確認できる資料(プログラムや写真、ポスターなど)

(3) その他、委員長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第 12 条 補助金の額の確定通知は、補助金の額の確定通知書(第 11 号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数)

第 13 条 この要綱の規定により委員長に提出する書類の部数は、1 部とし、その様式及び提出期限は、この要綱に定めるもののほか、別に委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 7 年度の予算に係る大分県スポーツ振興基金運用委員会補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年度の予算に係る大分県スポーツ振興基金運用委員会補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年度の予算に係る大分県スポーツ振興基金運用委員会補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年度の予算に係る大分県スポーツ振興基金運用委員会補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年度の予算に係る大分県スポーツ振興基金運用委員会補助金から適用する。

附 則

この要綱は、2019 年度の予算に係る大分県スポーツ振興基金運用委員会補助金から適用する。

附 則

この要綱は、2023 年度の予算に係る大分県スポーツ振興基金運用委員会補助金から適用する。

大分県スポーツ振興基金対象経費について

1 謝金

外部優秀指導者とは、県外の指導者または同団体以外の指導者をいう。交付対象事業を運営する団体の役員や職員への謝金は対象外とする。ただし、総合型地域スポーツクラブ統括団体、生涯スポーツ協会の実施事業については、スポーツ活動の普及・振興を強く推進するため、本事業に限り内部指導者（同団体内指導者）、コーディネーター等の謝金は認める。

2 交通費

○交通費

- ・公共交通機関料金、レンタカー代、有料道路利用料、燃料代、駐車場代等の移動に要した経費を補助対象とする。
- ・出発地～事業実施場所までの移動に要する経費を補助対象とし、出発地は自宅とする。

※自家用車使用時の燃料代は定額支給（1 kmあたり25円）とする。

※レンタカーおよび学校管理自動車の燃料代は、ガソリンスタンド発行の領収書（実費）

※バス等の運転代行に要する経費（運転手の謝金・宿泊費等）は、交通費とする。

○以下のことに注意すること ※迷う場合は事前に事務局に問い合わせること

①県内大会およびイベント・指導者・審判・実技研修（講習）会・会議・審査会等

- ・外部優秀指導者、ドクター、トレーナー、救護員などが補助対象。
- ・大会およびイベントの一般参加者、指導者研修会または指導者養成講習会、審判講習会、実技講習会等の受講生は補助対象外。

②強化試合・強化合宿・強化練習会等

- ・参加者が対象。実施要項、申込書、結果等の添付が必要。

③中央競技団体または日本スポーツ協会等の会議（総会等）は対象外。

④総合型地域スポーツクラブ統括団体、生涯スポーツ協会の実施事業

- ・スポーツ活動の普及・振興を強く推進するため、本事業に限り内部指導者（同団体内指導者）、クラブマネージャー、コーディネーター、役員等の交通費を認めるが、研修等の受講生は補助対象外。

3 宿泊費

県内・外の宿泊に要した経費（朝・夕食代を含む）を補助対象とする。運輸機関内での宿泊については、食事代（朝・夕）のみを宿泊費の補助対象経費とし、運賃等は交通費とする。

※ 泊を伴わない事業の食事代は対象外。

※ 食事代に酒類が含まれる場合は、当該領収書の全額を補助対象外とする。

4 会場費等

会場、施設、用具等を使用するための経費を対象とする。

5 大会及び研修・講習会等参加費・登録料等

大会及び研修会・講習会等に参加するために要する経費を対象とする。

- ・中央競技団体または日本スポーツ協会が主催する指導者養成講習会、審判員養成講習会等の交通費・宿泊費は認めるが、受講料は対象外とする。
- ・金額が確認できる実施要項、申込書、結果等の添付が必要。

6 消耗品等

事務用品等の消耗品費及び練習用具等を整備するための経費を補助対象経費とする。

消耗品及び練習用具等とは、1つ又は1組の単価が2万円未満（消費税込）の共用できるもので、補助限度額を5万円とする。明細を添付すること。

【認められる消耗品】 ボール、テーピング、氷（アイシング用）、医薬品、プリンターインク等

【認められない消耗品】 練習着、ユニフォーム、シューズ等

※ 消耗品等を整備する場合、必ず申請時に補助対象経費として計上すること

7 その他

※補助金という性質上、個人・団体等に各社ポイントサービスのポイント加算となる支払いを避けること。

※優秀指導者招聘事業等に係る講師の昼食代については、1回につき上限1,500円（飲料水込み）とする。

第1号様式

大分県スポーツ振興基金事業補助金交付申請書

令和 年 月 日
第 号

大分県スポーツ振興基金運用委員会
委員長 麻生益直 殿

(申請者)

住 所
団 体 名
氏 名 会長

印

令和 年度大分県スポーツ振興基金事業補助金として 円を交付される
よう、大分県スポーツ振興基金運用委員会補助金交付要綱第5条の規定により、別紙関係書類を
添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書 (第2号様式)
- (2) 収支予算書 (第3号様式)
- (3) 誓約書 (第4号様式)
- (4) その他、委員長が必要と認める書類

大分県スポーツ振興基金事業計画書

団体名 ()

実施月日	事業名	事業内容	参加人数	場所

※関連事項等を添付のこと

収 支 予 算 書

収 入

項 目	金 額	積 算 内 訳
大分県スポーツ振興基金 運用委員会補助金		
団体負担金		
合 計		

支 出

項 目	金 額	積 算 内 訳
(1) 謝金 (2) 交通費 (3) 宿泊費 (4) 会場費 (5) 通信運搬費 (6) 大会参加費等 (7) 保険料 (8) 印刷費・製本費 (9) 消耗品・用具購入費 (10) その他		
合 計		

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、そのものを雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 8年 4月 1日

大分県スポーツ振興基金運用委員会
委員長 麻生 益 直 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

団 体 名

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

大分県スポーツ振興基金事業補助事業変更承認申請書

第 号
令和 年 月 日

大分県スポーツ振興基金運用委員会
委員長 麻生益直 殿

(申請者)

住 所
団 体 名
氏 名

印

令和 年 月 日付けで交付決定通知のあった令和 年度大分県スポーツ振興基金補助事業について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう大分県スポーツ振興基金運用委員会補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 補助金交付申請額 (円)
円

3 補助対象経費申請額 (円)
円

3 事業完了予定年月日 (令和 年 月 日)
令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書 (第2号様式)
- (2) 収支予算書 (第3号様式)
- (3) その他、委員長が必要と認める書類

※ 変更前 () 書き

大分県スポーツ振興基金事業補助金交付決定通知書

ス 運 委 第 号
令和 年 月 日

殿

大分県スポーツ振興基金運用委員会
委員長 麻生益直

令和 年 月 日付けで交付申請のあった、令和 年度大分県スポーツ振興基金事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県スポーツ振興基金運用委員会補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金
- 2 補助金の交付決定額 金
- 3 補助条件 (1) 補助事業の内容、経費の配分または執行計画の変更（委員長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第5号様式）を委員長に提出し、その承認を受けること。
(2) 補助事業を中止し、または廃止する場合は、委員長の承認を受けること。
(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに委員長に報告し、その指示を受けること。
(4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
(5) その他、大分県スポーツ振興基金運用委員会補助金交付要綱の定めに従うこと。
(6) 大分県スポーツ振興基金運用委員会補助金交付要綱第6条の規定により委員長の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費20パーセント以内の増減とすること。

大分県スポーツ振興基金事業補助金交付請求書

令和 年 月 日
第 号

大分県スポーツ振興基金運用委員会
委員長 麻生益直 殿

(申請者)
住 所
団 体 名
氏 名 会長

印

令和 度大分県スポーツ振興基金補助金として
より交付されるよう請求します。

円を概算払・精算払の方法に

【振込口座】

金融機関名 _____ 銀行 _____ 支店

口座番号 普通 No. _____

フリガナ

口座名義

大分県スポーツ振興基金事業補助金実績報告書

第 号
令和 年 月 日

大分県スポーツ振興基金運用委員会
委員長 麻生益直 殿

(報告者)

住 所
団 体 名
氏 名 会長

印

令和 年 月 日付け ス運委 第 号で交付決定通知のあった、令和 年度大分県スポーツ振興基金事業について、下記のとおり実施したので、その実績を大分県スポーツ振興基金運用委員会補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

1 事業の成果

2 事業完了年月日

令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書 (第9号様式)
- (2) 収支精算書 (第10号様式)
- (3) 事業様子がわかる写真やプログラム等
- (4) その他、委員長が必要と認める書類

大分県スポーツ振興基金事業実績書

団体名 ()

実施月日	事業名	事業内容	参加人数	場所

※関連事項等を添付のこと

収 支 精 算 書

収 入

項 目	金 額	積 算 内 訳
大分県スポーツ振興基金 運用委員会補助金		
団体負担金		
合 計		

支 出

項 目	金 額	積 算 内 訳
合 計		

大分県スポーツ振興基金事業（ ）補助金の額の確定通知書

ス運委第 号
令和 年 月 日

殿

大分県スポーツ振興基金運用委員会
委員長 麻生益直

令和 年 月 日 付け 第 号で提出された、令和 年度大分県スポーツ振興基金事業
（ ）補助金実績報告書に基づき、令和 年 月 日付けス運委第 号による交付
決定通知に係る補助金の額を 円 に確定したので、大分県スポーツ振興基金運用
委員会補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

燃料費(ガソリン代)

領収書

団体名 ()

事業名	実施場所	実施期日	実施人数

旅行情報

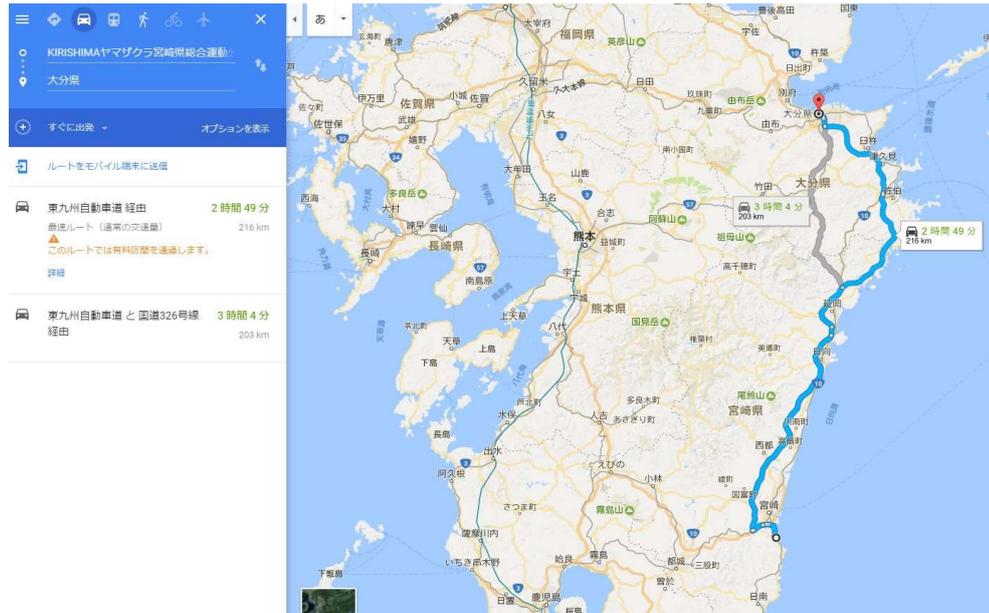
番号	月	日	曜	運転者氏名	同乗数	出発地	走行距離(km)
						到着地	
1							
2							
3							
4							
5							

※行程・距離を示す地図等を添付すること。

計算表・領収書

番号	走行距離(km)	車賃領収額(円) ※1kmあたり25円	受領者名	サイン(フルネームを自署)	日付
1					
2					
3					
4					
5					

※出発地から会場までの行程・距離を示す地図等を添付すること。



記入例

燃料費(ガソリン代)

領収書

団体名 ()

事業名	実施場所	実施期日	実施人数
県外遠征	宮崎県総合運動公園	2023年11月 日 ～11月10日	日人

旅行情報

番号	月	日	曜	運転者氏名	同乗数	出発地 到着地	走行距離 (km)
1	11	9	土	豊後 太郎	3	大分市(大分県庁) 宮崎市(宮崎県総合運動公園)	203
2	11	9	土	大分 二郎	3	大分市(大分県庁) 宮崎市(宮崎県総合運動公園)	203
3							
4							
5							

※行程・距離を示す地図等を添付すること。

計算表・領収書

番号	走行距離 (km)	車賃徴収額(円) ※1kmあたり25円	受領者名	サイン(フルネームを自署)	日付
1	203	5075	豊後 太郎	豊後 太郎	1/9
2	203	5075	大分 二郎	大分 二郎	1/9
3					
4					
5					

大分県スポーツ振興基金事業補助金交付【仮申請書】

令和 年 月 日

大分県スポーツ振興基金運用委員会
委員長 麻生益直 殿

(仮申請者)

住 所
団 体 名
氏 名 会長

印

下記のとおり、令和 年度大分県スポーツ振興基金事業補助金の仮申請をいたします。正式な申請書および添付書類は追って提出させていただきます。

記

1 事業の目的

[ここに事業の目的を簡潔に記入してください。]

2 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

3 備考

- (1) この仮申請書は、あくまで申請の意思を示すためのものです。
- (2) 正式な申請には、「事業計画書」「収支予算書」「誓約書」「その他、委員長が必要と認める書類」などの添付書類が別途必要になります。これらの書類は、事業開始1か月前までに提出してください。

